

事業報告

第9期

自 2023年4月 1日

至 2024年3月31日

横浜川崎国際港湾株式会社

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

1-1 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻が続く中で新たにイスラエルとハマスの紛争も勃発したこと、また、米中の対立など不透明な国際情勢を背景に緩やかな減速傾向にあります。

国内経済においては、5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行し、コロナ禍以前の社会生活に戻りつつあり、2月には日経平均株価が史上最高値を更新、また、日本銀行は3月金融政策決定会合においてマイナス金利政策の解除などを決定し、さらには、2年連続で春闘賃上げ率も前年を大幅に上回るなど、景気回復の進展が期待されております。

こうした中、当社は昨年度に引き続き、国際戦略港湾競争力強化対策事業として、利用者ニーズに沿った集貨支援制度を実施したことも功を奏し、横浜港の取扱量は前年から伸び、2023年のコンテナ取扱量（速報値）は、横浜港が302万TEU（前年比1.4%増）、川崎港が10.5万TEU（同16.1%減）となったものの、両港を合わせた全体では312万TEU（同0.7%増）となりました。

こうした状況により、当事業年度の営業収益は7,940百万円（前年比112百万円減）となり、営業費用及び一般管理費は7,538百万円（前年比561百万円増）、営業利益は402百万円（前年比674百万円減）、経常利益は373百万円（前年比677百万円減）となり、当期純利益は154百万円（前年比567百万円減）となりました。

1-2 設備投資の状況及び資金調達の状況

当事業年度の投資については、下表のとおりとなっております。

事業区分	ふ頭名	内容	実施額
港湾法第55条の9に基づく事業	本牧ふ頭	荷役機械、建築施設、土木施設	2,971 百万円
その他事業	本牧ふ頭	荷役機械、その他	120 百万円
	南本牧ふ頭	荷役機械	22 百万円
合 計			3,113 百万円

上記投資にかかる資金調達については、下記のとおりとなっております。

種 別	金 額
港湾管理者無利子借入金	2,376 百万円
特別転貸債借入金	297 百万円
市中銀行借入金	430 百万円
合 計	3,103 百万円

1－3 直前三事業年度の財産および損益の状況

区 分	単 位	2021 年度 (第 7 期)	2022 年度 (第 8 期)	2023 年度 (第 9 期)
売上高	百万円	8,330	8,052	7,940
営業利益	百万円	1,353	1,076	402
経常利益	百万円	1,322	1,050	373
当期純利益	百万円	629	722	154
1 株あたりの当期純利益	円	15,738	18,054	3,871
総資産	百万円	18,609	18,727	21,415
純資産	百万円	4,278	5,000	5,155

1－4 対処すべき課題

海運各社における大型アライアンスの再編が発表され、当社としてこれまで以上に船社動向を注視し対応していく状況にあります。また、資源価格の高騰や世界的なインフレ懸念など、依然として当社を取り巻く環境は不透明な状況が続いています。そのような中、横浜港、川崎港において、基幹航路の維持・拡大、取扱量の増加に貢献できる支援を引き続き効果的に実施してまいります。

また、大型コンテナ船の円滑な受入れとコンテナ貨物の取扱機能を強化するため、本牧ふ頭D-5号ターミナルの再整備を推進しており、早期の供用を目指してまいります。

国際的な船舶の排出ガスにおける SO_x 規制への対応や炭素排出量の削減に貢献するエコバンカー SHIPPING 社の LNG バンカリング事業に向けた取組みを積極的に進めることで、カーボンニュートラルポート形成の一環を担うとともに、船会社等から拠点の港として選ばれる港づくりを進めてまいります。

なお、このような取組みを着実に進めていける財政的な基盤構築はもとより、コンプライアンス体制や内部統制システムの整備などを通じた組織機能の強化についても、引き続き推し進めてまいります。

1-5 主要な事業内容

- ・コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営
- ・港湾施設の設計、施工、管理及び監理運営
- ・港湾振興に寄与する集貨促進事業の実施
- ・海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

1-6 主要な事業所並びに使用人の状況

(1) 主要な事業所

本 社 横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
川崎事業部 川崎市川崎区東扇島 92 番地

(2) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢
34 人	1 人	46.3 才

注 使用人数のうち 19 人が出向者となっています。
使用人数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

1-7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

1-8 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
横浜市	12,621 百万円
株式会社三井住友銀行	1,928 百万円
株式会社横浜銀行	116 百万円
合 計	14,667 百万円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式総数 40,000 株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
国	20,000 株
横浜市	18,900 株
川崎市	900 株
株式会社三井住友銀行	180 株
株式会社横浜銀行	20 株
合計	40,000 株

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1 氏名、地位及び重要な兼職の状況

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	人見 伸也	エコパ・ンカー・シビ・ンク株式会社代表取締役社長
取締役副社長	植松 久尚	エコパ・ンカー・シビ・ンク株式会社取締役
取締役	橋本 伸雄	川崎臨港倉庫埠頭株式会社 コンテナターミナル運営事業部長
取締役	中野 裕也	横浜市港湾局長
取締役	磯田 博和	川崎市港湾局長
監査役	菅谷 良一	横浜市港湾局港湾物流部長
監査役	川島 清嘉	弁護士

注 監査役の川島清嘉氏は社外監査役であります。

2023年6月29日開催の定時株主総会において、人見伸也、植松久尚、橋本伸雄、中野裕也、磯田博和、が取締役に、菅谷良一、林健太郎が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。その後、人事異動に伴い監査役の林健太郎は2023年6月30日に辞任いたしました。

4-2 取締役及び監査役の責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役中野裕也、磯田博和、監査役菅谷良一、川島清嘉の 5 氏と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額であります。

4-3 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

(1) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社のすべての取締役および監査役。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

4-4 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	基本報酬
取締役	3 人	37 百万円
監査役	1 人	1 百万円
合計	4 人	38 百万円

注 1 当事業年度末現在の人員は、取締役 5 名、監査役 2 名ですが、無報酬の取締役 2 名、監査役 1 名がいるため、支給人員と相違しております。

注 2 2016 年 3 月 11 日開催の第 2 回臨時株主総会において、取締役報酬総額は年額 50 百万円以内、監査役報酬総額は年額 5 百万円以内と決議いただいております。

4-5 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	川島 清嘉	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な経験をもとに、当社の経営課題等につき発言を行っております。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

- (1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 5,830 千円 (税込)
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

7-1 決議の内容の概要

2016 年 12 月 5 日に開催した第 4 回取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を制定しました。(2022 年 9 月 16 日第 43 回取締役会で改正。)

7-2 体制の運用状況の概要

(1) 役員(取締役、監査役及び執行役員をいう。以下同じ。)及び従業員(嘱託社員、臨時社員及び派遣社員を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令並びに会社の定款、規則、規程、細則及び要領(以下「法令等」という。)に適合することを確保するための体制(以下「コンプライアンス体制」という。)

《基本方針》

- ① コンプライアンス規則を定め、同規則に基づきコンプライアンスを推進し、会社の社会的信頼の確保及び公正公平な業務執行を確保します。
- ② コンプライアンス体制を確立するため、取締役副社長(経営企画部担当)をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令等の違反を防止します。
- ③ 取締役は、高い倫理観と道徳観に基づき、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令等を厳格に遵守し、従業員の模範となって行動します。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンス違反に関する重要な事実を発見したときは、コンプライアンス規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、適切な処置をとった上、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
- ⑤ 取締役は、法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したときは、コンプライアンス規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、適切な処置をとります。
- ⑥ 監査役は、コンプライアンス体制の運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求められます。
- ⑦ 従業員は、法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したときは、直ちに上司を通じて役員へ報告します。
- ⑧ 第 4 号、第 5 号及び第 7 号の規定のほか、コンプライアンス上、疑義等が生じている行為については、役員及び従業員等(従業員及び退職者(派遣社員であって、退職後 1 年を経過しているものを除く。)をいう。)が通報又は相談できる体制を内部通報処理規則にお

いて定め、整備します。

《運用状況の概要》

- ・内部統制システムの適正な運用により、役員及び従業員は法令等に則って職務を遂行しております。
- ・コンプライアンス規則及び内部通報処理規則を定めて、コンプライアンス体制を確立するとともに、従業員が内部通報等を行うことができる制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

《基本方針》

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理に関する規則等に基づき適切に保存・管理を行い、取締役又は監査役から要請があった場合に備え、適時に閲覧可能な状態を維持します。

《運用状況の概要》

- ・各種規則等に基づき、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

《基本方針》

- ① リスク管理規則を定め、同規則に基づくリスク管理を行い、会社のリスクの未然防止及びリスク顕在化に伴う損失の最小化を図ります。
- ② リスク管理体制を確立するため、取締役副社長（経営企画部担当）をリスク管理担当役員とします。全社的なリスク管理に係る対応は、経営企画部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は、当該部門が対応します。
- ③ 必要に応じて、リスク管理に関する会社の規則、規程、細則及び要領の制定、研修の実施等を行います。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長、取締役副社長（経営企画部担当）を副本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えます。

《運用状況の概要》

- ・リスク管理規則を定めて、リスクの防止及び会社の損失の最小化を図る管理体制を整備しております。
- ・当社の防災計画・BCPを整備した上で関連する自治体や横浜港埠頭株式会社との連携について協議を進めて運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

《基本方針》

- ① 社内全体で事業活動の意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役は、職務を執行します。
- ② 取締役及び従業員の職務権限及びその委譲については、取締役会の決議及び職務権限規則で定め、適正かつ効率的に職務の執行を行います。
- ③ 取締役会は、取締役会において執行役員を選任した場合は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な業務執行を図ります。なお、選任された執行役員については、この方針に定める取締役の規定を準用します。

《運用状況の概要》

- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項のほか、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・職務権限規則を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

《基本方針》

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、監査役を補助すべき従業員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保します。なお、監査役補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得るものとします。

《運用状況の概要》

- ・監査役より監査業務に必要な命令を受ける監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないようにし、取締役からの独立性を確保しております。

(6) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

《基本方針》

- ① コンプライアンス上疑義等が生じている行為を取締役及び従業員が発見した場合の監査役への報告については、内部通報処理規則において定めます。
- ② 監査役は、監査役が行う職務の執行に当たって必要となる事項について、取締役及び従業員に対し、随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに対応します。
- ③ 前2号の規定に基づき監査役に報告した取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

④ 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換を行います。なお、監査役から意見交換を求められた取締役及び会計監査人は、これに応じます。

⑤ 監査役から会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済に係る請求がなされたときは、会社は、これに応じます。ただし、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないと証明できる場合は、この限りではありません。

《運用状況の概要》

・内部通報処理規則を定め、監査役を含めた内部通報等の窓口を設けるとともに、通報者等を保護する体制を整備しています。

・監査役の出席する取締役会では、取締役や従業員が随時その担当する業務の執行状況について、報告を行っております。

・監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っております。

・監査役の請求に応じて、会社法の定めに基づき適切に対応するものとしております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。